

★当ファンドの仕組みは次の通りでした。

商品分類	追加型投信／海外／不動産投信（リート）	
信託期間	約5年間（2014年9月26日～2019年9月20日）	
運用方針	信託財産の成長をめざして運用を行いません。	
主要投資対象	ベビーファンド	米国優先リート・マザーファンドの受益証券
	米国優先リート・マザーファンド	米国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）または店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託および不動産投資法人が発行する優先証券
ベビーファンドの運用方法	<p>①主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）または店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託および不動産投資法人が発行する優先証券（以下「優先リート」といいます。）に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行いません。</p> <p>②マザーファンドにおける優先リートの組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。</p> <p>③マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&ステイアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>④マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。</p> <p>⑤上記①～④にかかわらず、基準価額（1万口当り。既払分配金を加算します。以下⑤において同じ。）が一度でも11,500円を超えた場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、基準価額が11,500円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。</p> <p>⑥為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p>	
マザーファンドの運用方法	<p>①主として、米国の金融商品取引所上場または店頭登録の優先リートに投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行いません。</p> <p>②優先リートの組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。</p> <p>③外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&ステイアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>④為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p>	
組入制限	ベビーファンドのマザーファンド組入上限比率	無制限
	マザーファンドの株式組入上限比率	無制限
分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、経費控除後の配当等収益を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。	

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行ないました。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

りそな 米国優先リート証券ファンド

2014-09

（愛称：イールド・スター）

運用報告書（全体版）

繰上償還

（償還日 2015年3月12日）

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、「りそな 米国優先リート証券ファンド2014-09（愛称：イールド・スター）」は、このたび、約款の規定により、繰上償還となりました。

ここに、謹んで運用状況と償還の内容をお知らせいたします。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

お問い合わせ先（コールセンター）

TEL 0120-106212

（営業日の9：00～17：00）

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

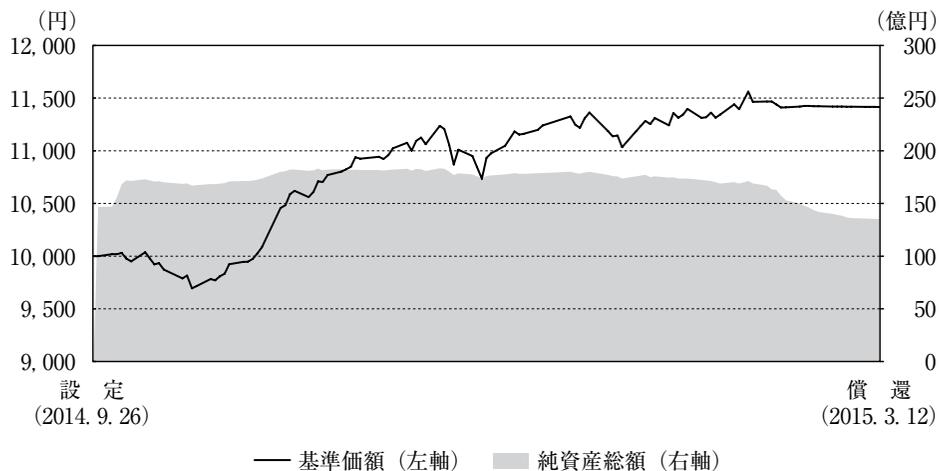
■設定以来の運用実績

決算期	基準価額			FTSE NAREIT® Preferred Stock Index (配当込み、円換算)		株式比率	投資信託証券組入比率	純資産総額
	税込み分配金	期中騰落率	(参考指数)	期中騰落率				
償還(2015年3月12日)	円	円	%	(参考指数)	%	%	%	百万円
	11,414.80	—	14.1	11,866	18.7	—	—	13,526

- (注1) FTSE NAREIT® Preferred Stock Index (配当込み、円換算)は、FTSE NAREIT® Preferred Stock Index (配当込み、米ドルベース)をもとに円換算し、当ファンド設定日を10,000として大和投資信託が計算したものです。
 (注2) 海外の指数は、基準価額への反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。
 (注3) 投資信託証券組入比率は、マザーファンドの組入比率を当ファンドベースに換算したものを含まず。

FTSE® は、London Stock Exchange Group の会社が所有する商標であり、ライセンス契約に基づき、FTSE International Limited (以下「FTSE」) が使用します。NAREIT® は National Association of Real Estate Investment Trusts (以下「NAREIT」) が所有する商標です。FTSE NAREIT® Preferred Stock Index は、FTSE が算出を行います。FTSE と NAREIT のいずれも本商品のスポンサー、保証、販売促進を行っておらず、さらにかなる形においても本商品に関わっておらず、一切の責務を負うものではありません。インデックスの価格および構成リストにおける全ての知的所有権は FTSE と NAREIT に帰属します。大和証券投資信託委託株式会社は、本商品の創出に関する知的所有権を使用する全ライセンスを FTSE から取得しています。

■当期中の基準価額と市況の推移



年 月 日	基 準 価 額		FTSE NAREIT® Preferred Stock Index (配当込み、円換算)		株 式 組 入 率	投 資 信 託 証 券 組 入 率
		騰 落 率	(参考指数)	騰 落 率		
(設定) 2014年 9月26日	円	%		%	%	%
	10,000	—	10,000	—	—	—
9月末	10,019	0.2	10,149	1.5	—	30.2
10月末	10,084	0.8	10,242	2.4	—	95.2
11月末	11,024	10.2	11,213	12.1	—	98.0
12月末	11,241	12.4	11,429	14.3	—	92.4
2015年 1月末	11,397	14.0	11,574	15.7	—	91.6
2月末	11,422	14.2	11,668	16.7	—	4.2
(償還) 2015年 3月12日	11,414.80	14.1	11,866	18.7	—	—

(注) 騰落率は設定比。

《設定以来の運用経過》

◆基準価額等の推移について

【基準価額・騰落率】

設定時：10,000円 償還時：11,414円80銭 騰落率：14.1%

【基準価額の主な変動要因】

米国の優先リートに投資した結果、基準価額は値上がりしました。優先リート価格が上昇したことに加え、円安米ドル高が進行したことがプラス要因となりました。

◆投資環境について

○米国優先リート市況

米国優先リート市況は、運用期間を通じておおむね堅調に推移しました。ファンド設定日から2015年1月にかけて、原油価格の下落を受けた一時的な投資家のリスク回避姿勢の強まりなどから優先リート市場も弱含む場面はあったものの、FRB（米国連邦準備制度理事会）の緩和的なスタンスやインフレの沈静化、ECB（欧州中央銀行）の追加金融緩和、地政学リスクの高まりなどを受けて米国長期債金利は低下基調となり、優先リートの配当利回りの魅力度が相対的に高まったほか、米国商業不動産の良好なファンダメンタルズなどを好感して上昇基調が続きました。2月に入ると、原油価格に底入れの兆しが見られたことや予想を上回る雇用統計を受けて利上げ観測が高まったことなどから米国長期金利は上昇に転じ、米国優先リートは償還日にかけて上値の重い展開となりました。

○為替相場

米ドルは、対円で大幅に上昇しました。米ドルは108円台で始まりましたが、2014年10月に、米国において良好な経済指標を受けて資産購入プログラムの終了が決定された一方で、日銀が予想外の追加緩和策を発表したことで日米の金融政策スタンスの違いが確認され、米ドルは急騰しました。その後も、消費税増税の延期および衆議院解散などを受けて円安の流れが続き、一時121円台まで上昇しましたが、12月に入ると原油価格の下落を嫌気した世界的な株価調整から116円台まで買い戻されました。その後は、おおむね116円から121円の間で一進一退の展開が続き、121円台で償還日を迎えました。

◆信託期間中の運用方針

主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の金融商品取引所上場または店頭登録の不動産投資信託および不動産投資法人が発行する優先証券に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
 基準価額（1万口当り。既払分配金を加算します。）が一度でも11,500円を超えた場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。

◆ポートフォリオについて

○当ファンド

「米国優先リート・マザーファンド」（以下、マザーファンド）の受益証券に投資しました。マザーファンドへの投資割合は、信託財産の純資産総額の95%程度以上とすることをめざしました。2015年2月12日に基準価額が11,562円となり、既払分配金（0円）を加算した基準価額が11,500円を超えたため、その後、マザーファンドを通じて組入証券を順次売却し、安定運用に移行しました。

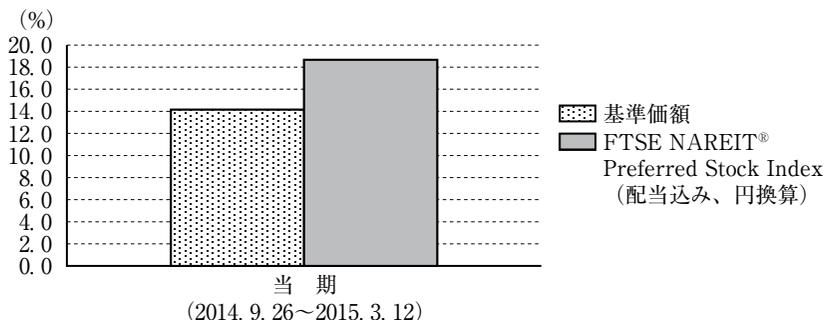
○米国優先リート・マザーファンド

マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（以下C&S）に運用の指図にかかる権限を委託しました。

優先リートの組入比率は、90%程度以上とすることをめざしました。用途別では、ショッピングセンター、分散投資、ホテル／リゾートなどのウエートを高位としました。銘柄別では、AMERICAN REALTY CAPITAL PROPERTIES SERIES F、INLAND REAL ESTATE CORPORATION SERIES B、PEBBLEBROOK HOTEL TRUST SERIES Cなどを高位で組入れました。

◆ベンチマークとの差異について

当ファンドは運用の評価または目標基準となるベンチマークを設けておりません。
 以下のグラフは、当ファンドの基準価額と参考指数との騰落率の対比です。



受益者のみなさまにおかれましては、当ファンドをご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。今後とも証券投資信託の運用につきましましては、受益者のみなさまのご期待に沿えますよう万全を期して努力する所存でございますので、一層のご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

■ 1 万口当りの費用の明細

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	(2014. 9. 26～ 2015. 3. 12)		
	金 額	比 率	
信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託銀行)	83円 (43) (38) (2)	0.765% (0.398) (0.348) (0.020)	信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率 期中の平均基準価額（月末値の平均値）は10,875円です。 投信会社分は、ファンドの運用と調査、受託銀行への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価 販売会社分は、運用報告書等各种書類の送付、口座内での各ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 受託銀行分は、運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
売買委託手数料 (投資信託証券)	3 (3)	0.026 (0.026)	売買委託手数料＝期中の売買委託手数料／期中の平均受益権総口数 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
有価証券取引税 (投資信託証券)	0 (0)	0.000 (0.000)	有価証券取引税＝期中の有価証券取引税／期中の平均受益権口数 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
その他費用 (保管費用) (その他)	0 (0) (0)	0.004 (0.004) (0.000)	その他費用＝期中のその他費用／期中の平均受益権口数 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 信託事務の処理等に関するその他の費用
合 計	87	0.795	

(注1) 期中の費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、項目の概要の簡便法により算出した結果です。なお、売買委託手数料、有価証券取引税およびその他費用は、このファンドが組入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含みます。

(注2) 金額欄は各項目ごとに円未満を四捨五入してあります。

(注3) 比率欄は1万口当りのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

■ 売買および取引の状況

親投資信託受益証券の設定・解約状況

(2014年9月26日から2015年3月12日まで)

	設 定		解 約	
	口 数	金 額	口 数	金 額
	千口	千円	千口	千円
米国優先リート・マザーファンド	17,134,999	17,140,000	17,134,999	19,614,565

(注) 単位未満は切捨て。

■ 投資信託財産の構成

2015年3月12日現在

項 目	償 還 時	
	評 価 額	比 率
コール・ローン等、その他	13,674,165	100.0
投資信託財産総額	13,674,165	100.0

(注) 評価額の単位未満は切捨て。

■ 利害関係人との取引状況

当期中における利害関係人との取引はありません。

■ 組入資産明細表

最終期末における該当事項はありません。

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2015年3月12日現在

項 目	償 還 時
(A)資 産	13,674,165,514円
コ ー ル ・ ロ ー ン 等	13,674,144,591
未 収 利 息	20,923
(B)負 債	147,678,567
未 払 解 約 金	17,116,335
未 払 信 託 報 酬	130,562,232
(C)純 資 産 総 額 (A-B)	13,526,486,947
元 本	11,849,956,137
償 還 差 損 益 金	1,676,530,810
(D)受 益 権 総 口 数	11,849,956,137口
1万口当り償還価額 (C/D)	11,414円80銭

* 設定時における元本額は14,678,788,342円、当期中における追加設定元本額は2,541,575,418円、同解約元本額は5,370,407,623円です。

* 償還時の計算口数当りの純資産額は11,414円80銭です。

■損益の状況

当期 自2014年9月26日 至2015年3月12日

項 目	当 期
(A)配 当 等 収 益	410,242円
受 取 利 息	410,242
(B)有 価 証 券 売 買 損 益	1,802,993,666
売 買 益	2,201,868,165
売 買 損	△ 398,874,499
(C)信 託 報 酬 等	△ 130,562,232
(D)当 期 損 益 金 (A+B+C)	1,672,841,676
(E)追 加 信 託 差 損 益 金	3,689,134
(売 買 損 益 相 当 額)	(3,689,134)
(F)合 計 (D+E)	1,676,530,810
償 還 差 損 益 金 (F)	1,676,530,810

(注1) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しております。

(注2) 追加信託差損益金とは、追加信託金と元本との差額をいい、元本を下回る場合は損失として、上回る場合は利益として処理されます。

投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2014年9月26日			投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2015年3月12日			資産総額	13,674,165,514円
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減又は追加信託	負債総額	147,678,567円	
				純資産総額	13,526,486,947円	
受益権口数	14,678,788,342口	11,849,956,137口	△ 2,828,832,205口	受益権口数	11,849,956,137口	
元本額	14,678,788,342円	11,849,956,137円	△ 2,828,832,205円	1単位当り償還金	11,414円80銭	

(注) 1単位は受益権1万口。

償還金のお知らせ

1万口当り償還金

11,414円80銭

償還金の課税上の取扱いについて

- ・償還時の差益（償還価額から取得費用（申込手数料（税込み）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
- ・法人の受益者の場合、税率が異なります。
- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《お知らせ》

●運用報告書（全体版）の電子交付について

2014年12月1日施行の法改正により、運用報告書は「交付運用報告書」と「運用報告書（全体版）」（本書）の2種類になりましたが、「運用報告書（全体版）」については、交付に代えて電子交付する旨を信託約款に定めました。

●書面決議手続きの改正について

重大な約款変更や線上償還の際に行なう書面決議について、2014年12月1日施行の法改正により以下の点が変わりました。に伴い、信託約款の該当箇所の変更を行ないました。

- ・書面決議の可決要件が、「受益者の半数以上の賛成かつ受益者の保有する議決権の3分の2以上の賛成を得ること」から「受益者の保有する議決権の3分の2以上の賛成を得ること」に変更されました。
- ・投資信託の併合を行なう際、すべての場合で書面決議が必要とされてきましたが、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものであるときは、当該併合に関する書面決議が不要となりました。
- ・書面決議に反対した受益者による受益権買取請求の規定について、一部解約請求に応じる投資信託（当ファンドは該当します。）には適用されなくなりました。

【本資料は、受益者のみなさまにファンドの運用状況をお知らせするためのものであり、投資の勧誘を目的としたものではありません。】